

令和 6 年 6 月 4 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01725

研究課題名（和文）国際課税制度の経済分析

研究課題名（英文）Economic Analysis of International Taxation

研究代表者

長谷川 誠（Hasegawa, Makoto）

京都大学・経済学研究科・准教授

研究者番号：50722542

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：2009年度税制改正における外国子会社配当益金不算入制度の導入が、海外子会社から日本の親会社への配当・使用料・利子の支払いに与えた影響を分析した。税制改正によって、日本企業が所有する大部分の海外子会社にとっては、配当送金の際にかかる実効税率が低下した。この税率の低下に反応して、海外子会社は親会社への配当を増加させたが、使用料や利子の支払いは変化させなかった。そのため配当・使用料・利子を合わせた支払総額も増加したことを示した。この研究成果をまとめた論文を公表した。さらに、税制改正をきっかけに海外子会社（特に規模の大きな子会社）の利益移転が活発化したことを示し、研究成果を国際学術誌に発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、外国子会社配当益金不算入制度の導入が配当・使用料・利子といった複数の利益還流手段に与えた影響を包括的に分析している。この税制改正によって使用料・利子から配当へと利益還流手段の代替が起こる可能性を考慮すると、使用料や利子など配当以外の利益還流手段への影響を確認することの学術的意義は大きいと考える。さらに、本研究の成果はこの制度変更の政策評価に寄与し、さらに多国籍企業の利益還流行動についての理解を深めることに貢献できる点に社会的意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：I examined the effect of Japan's adoption of the foreign dividend exemption system on profit repatriation through dividends, interest, and royalties. This reform decreased the effective tax rate on foreign income repatriated via dividends for most Japanese-owned foreign affiliates. In response to this tax rate reduction, Japanese-owned foreign affiliates increased dividends but did not change royalties or interest paid to their Japanese parents. As a result, these affiliates increased the total payments to the parents. I published a working paper for this research. Moreover, I examined the effect of this tax reform on the profit-shifting behavior of Japanese multinationals. I found evidence suggesting that Japanese-owned foreign subsidiaries, particularly large subsidiaries, became more sensitive to the incentive for profit shifting after the 2008 announcement of the reform's implementation. Finally, I published this paper in a refereed journal.

研究分野：公共経済学

キーワード：国際課税制度 多国籍企業 外国子会社配当益金不算入制度 利益還流 利益移転

## 1. 研究開始当初の背景

日本の国際課税制度は2008年度までは全世界所得課税方式を採用しており、国内の企業が海外子会社から配当、使用料、利子などの支払いを通して海外収益を受け取った場合、日本で法人税が課されていた。ただし、国際的な二重課税を避けるため、外国で支払った税額分は日本の税額から控除することが認められていた(外国税額控除と呼ばれる)。

海外からの利益還流に際しての税制上の障害を取り除くため、2009年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入され、日本企業が海外子会社から受け取る配当が一定の条件のもとで非課税となった(厳密には、受取配当額の95%分が非課税)。この税制改正によって、海外利益が配当の形で還流する限りは国内ではほぼ非課税となり、日本の国際課税制度は全世界所得課税方式から、国外所得を原則非課税とする国外所得免除方式へと部分的に移行した。

この制度変更が日本の多国籍企業に与えた様々な影響を以前から研究してきたが、節税を目的とした利益移転行動への影響については分析が完結していなかった。また、使用料や利子など、配当以外の送金手段に与えた影響は明らかにされていなかった。そこで2009年度税制改正が多国籍企業の利益移転と利益還流に与えた影響の究明を目指して、本研究を開始した。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、(1)外国子会社配当益金不算入制度の導入が多国籍企業の利益還流に与えた影響、および(2)利益移転行動に与えた影響を明らかにすることである。

この税制改正によって、大部分の海外子会社にとっては親会社に配当を送金する際の税負担が低下したため、使用料や利子から配当へと利益還流手段の代替が起きている可能性が考えられる。そこで(1)については、海外子会社から親会社への配当送金だけでなく、使用料や利子の支払額および配当・使用料・利子などを合わせた送金総額への影響も含めて、利益還流行動を包括的に分析したことが本研究の特徴である。

(2)については、新制度のもとでは、税率の低い国に利益を移転することで企業グループ全体の税負担の軽減を図る誘因が強くなると考えられる。そこで税制改正をきっかけに、日本企業の海外子会社による利益移転が活発化したかどうか検証した。なおこのテーマは、研究代表者が2017-2019年度の科学研究費助成事業(若手研究(B)、課題番号:17K13748)において取り組み始めた研究である。本科学研究費ではこの研究を完結させることを目指した。

## 3. 研究の方法

(1)の利益還流の分析では、経済産業省が実施している『海外事業活動基本調査』の個票から日本企業の海外子会社の財務情報を収集し、2003年から2013年にかけての海外子会社のパネルデータを構築した。このデータには海外子会社から親会社への配当・使用料・送金総額などの情報が含まれている。2009年度税制改正によって、海外利益を配当によって日本に還流した場合の税負担(還流税と呼ばれる)が低下し、その低下の程度は投資先国の税率(法人税率や配当に課される源泉徴収税率)に応じて異なる。国ごとに異なる還流税の低下に反応して、海外子会社の利益還流行動がどのように変化したのか分析した。

(2)の利益移転の分析では、先行研究で広く用いられているHines and Rice (1994)の手法を応用した。具体的には、海外子会社の税引前利益の法人税率に対する感応度(半弾力性)を推計することで、利益移転の程度を分析している。この手法の基本的なアイデアとしては、投資先国の法人税率の低下(上昇)に反応して、子会社の税引前利益が増加(減少)していれば、節税を目的として利益が動いていると考える。ただし、法人税率は利益移転以外の企業行動(例えば投資や雇用)にも影響を与え、それによって税引前利益は変動しうる。そのため回帰分析において、生産要素(投資と雇用)やその他の利益移転に関係がない要因の影響を考慮しながら、税引前利益の法人税率に関する半弾力性(以下では「税の半弾力性」と呼ぶ)を推計する。

日本が2009年度税制改正で国際課税制度の変更を行うまでは、日本と米国はともに全世界所得課税方式を採用していた。そこで、税制改正の影響を評価するための比較対照群として、米国の多国籍企業の海外子会社もサンプルに含めて、日米の多国籍企業の利益移転行動を分析した。分析に用いたデータは、2004年から2016年にかけての日米多国籍企業の海外子会社のパネルデータであり、ビューロ・ヴァン・ダイクが提供しているOrbisデータベースから海外子会社の財務情報を収集した。

## 4. 研究成果

(1)の利益還流の研究における主要な分析結果は以下のとおりである。外国子会社配当益金不算入制度の導入によって、海外子会社の利益を配当で還流する場合に課される実効税率が平均で約6.8パーセントポイント低下した。この実効税率の低下に反応して、海外子会社は親会社に払う配当を増加させたが、使用料や利子などの支払額は変化しておらず、配当・使用料・利子を合わせた送金総額も増加していることを示した。このことは、税制改正によって利益還流手段の代替は起きていなかったことを示唆している。さらに、子会社が立地している国の法人税率や配

当源泉税率が低いほど、税制改正に伴う実効税率の低下の度合いは大きくなり、それに応じて配当や支払総額の増加効果も大きくなることを明らかにした。

これらの結果は、外国子会社配当益金不算入制度には還流税率の低下に応じて利益還流を促進する効果があったことを示唆している。言い換えると、税制改正前の全世界所得課税方式のもとでは、海外子会社からの配当への日本での課税が、利益還流の障害になっていたといえる。本研究の成果はディスカッションペーパーとして公表し (Hasegawa and Kakebayashi, 2023)、2021年の International Institute of Public Finance の年次大会や 2023 年の National Tax Association の年次大会などで発表も行い、現在は国際学術誌に投稿中である。

(2)の利益移転の研究における主要な分析結果は以下のとおりである。まず、日本企業の海外子会社の平均的な税の半弾力性は米国企業の海外子会社と比べて小さいことを示した。このことは、日本企業の海外子会社による利益移転の程度が、米国企業と比較して平均的には低いことを示唆している。しかし日本企業の海外子会社（特に規模の大きな子会社）の税の半弾力性は、米国企業の海外子会社と比較して、税制改正がアナウンスされた 2008 年度以降増加したことが示された。この結果は、大規模な海外子会社を保有する日本企業の利益移転が税制改正によって一時的に活発化したことを示唆している。

本研究の成果をまとめた論文は 2020 年の International Institute of Public Finance の年次大会や国内外の研究会で発表し、2023 年 12 月発行の国際学術誌 *National Tax Journal* に掲載された (Hasegawa, 2023)。

さらに、研究代表者のこれまでの研究や上記の研究で得られた知見をもとに、外国子会社配当益金不算入制度に関する実証研究をサーベイした解説論文を執筆し、『現代経済学の潮流 2021』に掲載した (長谷川, 2021)。

#### 引用文献

Hasegawa, Makoto. 2023. "Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals." *National Tax Journal*, 76(4): 771-804.

Hasegawa, Makoto, and Michi Kakebayashi. 2023. "The Effect of Foreign Dividend Exemption on Profit Repatriation through Dividends, Royalties, and Interest: Evidence from Japan." Kyoto University Graduate School of Economics Discussion Paper No. E-20-004-V2.

Hines, James R., Jr., and Eric M. Rice. 1994. "Fiscal Paradise: Foreign Tax Havens and American Business." *Quarterly Journal of Economics*, 109(1): 149-182.

長谷川 誠, 2021. 「国際課税制度が企業活動に与える影響：外国子会社配当益金不算入制度に着目した研究」, 宇井貴志・加納隆・西山慶彦・林正義編, 『現代経済学の潮流 2021』, 99-124.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Makoto Hasegawa	4. 巻 76
2. 論文標題 Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 National Tax Journal	6. 最初と最後の頁 771-804
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1086/727012	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Makoto Hasegawa and Michi Kakebayashi	4. 巻 E-20-004-V2
2. 論文標題 The Effect of Foreign Dividend Exemption on Profit Repatriation through Dividends, Royalties, and Interest: Evidence from Japan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Kyoto University Graduate School of Economics Discussion Paper	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 5件/うち国際学会 5件）

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 国際課税および関連分野の実証研究におけるOrbisの活用方法
3. 学会等名 日本国際経済学会 関西支部・中部支部合同チュートリアル・シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals
3. 学会等名 新潟県立大学 第27回国際貿易研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 The Effect of Foreign Dividend Exemption on Profit Repatriation through Dividends, Royalties, and Interest: Evidence from Japan
3. 学会等名 International Institute of Public Finance 77th Annual Congress (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 Territorial Tax Reform and Profit Shifting by US and Japanese Multinationals
3. 学会等名 International Institute of Public Finance 76th Annual Congress (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 国際課税制度が企業活動に与える影響：2009年度税制改正に着目した研究
3. 学会等名 日本経済学会秋季大会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 The Effect of Foreign Dividend Exemption on Profit Repatriation through Dividends, Royalties, and Interest: Evidence from Japan
3. 学会等名 2021 Symposium of Public Economics (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 The Effect of Foreign Dividend Exemption on Profit Repatriation through Dividends, Royalties, and Interest: Evidence from Japan
3. 学会等名 National Tax Association 116th Annual Conference on Taxation (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 The Effect of Foreign Dividend Exemption on Profit Repatriation through Dividends, Royalties, and Interest: Evidence from Japan
3. 学会等名 武蔵大学 Musashi Research Workshop (招待講演)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 長谷川 誠
2. 発表標題 The Effect of Foreign Dividend Exemption on Profit Repatriation through Dividends, Royalties, and Interest: Evidence from Japan
3. 学会等名 International Symposium of Applied Economics, National Chengchi University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 長谷川 誠	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東洋経済新報社	5. 総ページ数 248
3. 書名 『現代経済学の潮流』（第4章「国際課税制度が企業活動に与える影響：外国子会社配当益金不算入制度に着目した研究」を執筆）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------